

防犯だより

令和3年4月

大阪府警察本部

時短営業・休業中の店舗等を狙った侵入盗に注意して下さい！



大阪府内において、時短営業・休業中の店舗等に侵入し、金品を窃取する侵入盗の発生が懸念されます。

店舗や事務所の関係者のみなさまにおかれましては、下記の「防犯対策のポイント」を参考に、防犯体制の強化をお願いします。

防犯対策のポイント



店舗や事務所を時短営業・休業される場合は、

- **確実な施錠**
施設の扉や窓の施錠を確実に行う
- **現金等の保管管理の徹底**
施設内に現金や高価な商品、道具等を置いたままにしない
- **防犯設備の活用**
防犯カメラや非常通報装置等の防犯設備を活用するをお願いします。



不審な人物を見かければ、110番もしくは最寄りの警察署に通報をお願いします。



〈お問合せ先〉大阪府警察本部 生活安全部 府民安全対策課
防犯活動第一係 電話 06-6943-1234 (内線34441)